



女性起業家・シニア起業家・UJターン起業家を支援します！

～起業支援の補助金のご案内～

平成27年度
新規事業！

女性起業家支援事業

女性ならではの感性や豊かな経験を生かし、兵庫県内で起業・第二創業を目指す女性起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

- 対象者 女性の代表者（実質的な経営者）で、兵庫県内に活動拠点を置いて、平成26年4月1日から平成28年2月末日までに、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
- 補助額 上限100万円（補助率1/2）
- 対象経費 起業に要する経費
（事務所開設費、備品購入費、広告宣伝費等）
- 受付期間 平成27年6月4日（木）～7月2日（木）

シニア起業家支援事業

豊富な経験や技術、幅広い人脈を生かし、兵庫県内で起業・第二創業を目指すシニア起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

- 対象者 シニア（平成27年4月1日時点で55歳以上）の代表者（実質的な経営者）で、兵庫県内に活動拠点を置いて、平成26年4月1日から平成28年2月末日までに、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
- 補助額 上限100万円（補助率1/2）
- 対象経費 起業に要する経費
（事務所開設費、備品購入費、広告宣伝費等）
- 受付期間 平成27年5月14日（木）～6月11日（木）

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付）の同時申請

起業の場合、補助金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を実施します。事業実施に必要な経費について、「女性起業家支援事業」及び「シニア起業家支援事業」の補助金上限100万円の申請とは別に、貸付金として最大200万円を申請することができます。（第二創業の場合は貸付申請できません）

- 貸付限度額：200万円（貸付額は万単位、最低金額は100万円）
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：10年以内（うち3年据置（返済猶予期間））

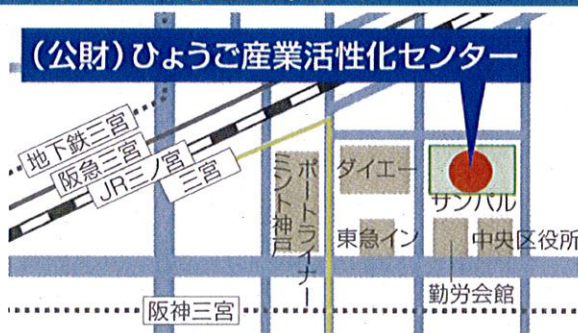
平成27年度
新規事業！

ふるさと起業支援事業（UJターン者起業支援）

県外での職業経験やネットワークを生かし、UJターンにより兵庫県へ移転し、県内で起業・第二創業を目指すUJターン起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

- 対象者 平成26年4月1日から平成28年3月末日までに、県内で新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方で、平成27年3月20日から平成28年3月末日までに県外から兵庫県へ移転し、かつ、平成31年3月末日まで県内に居住し続ける意思を有する方
- 補助額 上限200万円（補助率：概ね1/2）
- 対象経費 起業に要する経費（事務所開設費、備品購入費、広告宣伝費等）、移転に要する経費（引越代、移転後の住宅家賃等）
- 受付期間 平成27年4月16日（木）～常時受付〔予算消化次第終了〕

◆ 申請・問合せ先 ◆



公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課

〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1
サンパル6階

TEL:078-230-8110 FAX:078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo>

（募集要項、申請様式はこちら）

受付時間：平日の午前9時～午後5時

[平成27年度女性起業家支援事業]

起業・第二創業を目指す女性起業家向け補助金のご案内

—補助金額：上限100万円 補助率：1/2—

〈受付期間〉平成27年6月4日(木)～7月2日(木)〈最終日16時必着〉

意欲ある女性の新たな活力を引き出すため、起業・第二創業を目指す女性起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

■応募対象事業■

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
- ② 地域経済の活性化に資する事業であること

〈事業例〉子育て教室併設のカフェの経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギーに対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、Webによる日本酒の海外販売など

■事業概要■

応募資格	女性の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、平成26・27年度（平成26年4月1日から平成28年2月末日まで）に、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
補助対象経費	事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費（※平成27年4月1日から平成28年2月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限る。） ○事務所開設費、初度備品費、専門家経費、事業費
補助金額	上限100万円/年（補助率：1/2以内）
補助対象期間	平成27年4月1日～平成28年2月末日（11ヶ月）
審査方法等	応募書類審査及びヒアリング審査により選考（必要に応じて現地調査を実施）

※ 補助金申請事業に対し、国から補助金が交付されている場合は、その補助対象経費を控除して申請してください。

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」の同時申請

起業の場合、補助金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）を実施します。事業実施に必要な経費について、上記、補助金上限100万円の申請とは別に、貸付金として最大200万円を申請することができます。（第二創業の場合は貸付申請できません）

- 貸付限度額：200万円※貸付額は万単位、最低金額は100万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：10年以内（うち3年据置（返済猶予期間））



アクセス方法 各線三宮駅より徒歩5分

■申請・問い合わせ先■

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課

〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1

サンパル 6階

TEL 078-230-8110 FAX 078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/joseikigyou>

（募集要項、申請様式はこちら）

〔平成27年度シニア起業家支援事業〕

起業・第二創業を目指すシニア起業家向け補助金のご案内

－補助金額：上限100万円 補助率：1/2－

〈受付期間〉平成27年5月14日(木)～6月11日(木)〈最終日16時必着〉

意欲あるシニアの新たな活力を引き出すため、起業・第二創業を目指すシニア起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

■応募対象事業■

① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること

② 地域経済の活性化に資する事業であること

〈事業例〉 地元食材を使った割烹の経営、次世代エネルギーの新技术開発、
経営コンサルタント事業、伝統技能の伝承・海外展開事業など

■事業概要■

応募資格	シニア（平成27年4月1日時点で55歳以上）の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、平成26・27年度（平成26年4月1日から平成28年2月末日まで）に、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
補助対象経費	事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費（※平成27年4月1日から平成28年2月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限る。） ○事務所開設費、初度備品費、専門家経費、事業費
補助金額	上限100万円/年（補助率：1/2以内）
補助対象期間	平成27年4月1日～平成28年2月末日（11ヶ月）
審査方法等	応募書類審査及びヒアリング審査により選考（必要に応じて現地調査を実施）

※ 補助金申請事業に対し、国から補助金が交付されている場合は、その補助対象経費を控除して申請してください。

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」の同時申請

起業の場合、補助金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）を実施します。事業実施に必要な経費について、上記、補助金上限100万円の申請とは別に、貸付金として最大200万円を申請することができます。（第二創業の場合は貸付申請できません）

- 貸付限度額：200万円※貸付額は万単位、最低金額は100万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：10年以内（うち3年据置（返済猶予期間））



アクセス方法 各線三宮駅より徒歩5分

■申請・問い合わせ先■

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

創業推進部 新事業課

〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1

サンパル 6階

TEL 078-230-8110 FAX 078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/siniakigyou>
(募集要項、申請様式はこちら)

兵庫県へのUJIターン起業家向け補助金のご案内

—補助金額：上限200万円 補助率：概ね1/2—

〈受付期間〉平成27年4月16日（木）～常時受付（予算消化次第終了）

県外の優秀な人材の活力を引き出し地域経済の活性化を図るため、UJIターンにより兵庫県へ移転し、県内で起業・第二創業を目指すUJIターン起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

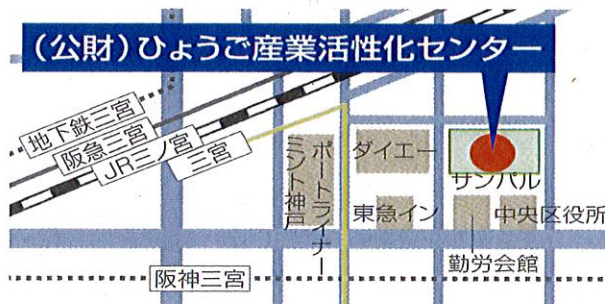
■応募対象事業■

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
- ② 地域経済の活性化に資する事業であること

■事業概要■

応募資格	県内に活動拠点を置いて平成26年4月1日から平成28年3月末日までに、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方で、平成27年3月20日から平成28年3月末日までに県外から兵庫県へ移転し、かつ、平成31年3月末日まで県内に居住し続ける意思を有する方											
補助対象経費	事業の立ち上げや移転に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費（※平成27年4月1日から平成28年3月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限る。） 【起業に係る経費】事務所開設費、初度備品費、専門家経費、事業費 【移転に係る経費】引越代、移転後の住居家賃等											
補助金額	<p>下表（ア）欄の補助対象経費の額に依りて、（イ）欄の額 ただし、補助対象経費における【起業に係る経費】が50%以上であること （千円未満の端数は切り捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費（ア）</th> <th>補助額（イ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,500千円以上</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>2,500千円以上、3,500千円未満</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>1,500千円以上、2,500千円未満</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>1,500千円未満</td> <td>対象経費の1/2</td> </tr> </tbody> </table>		対象経費（ア）	補助額（イ）	3,500千円以上	2,000千円	2,500千円以上、3,500千円未満	1,500千円	1,500千円以上、2,500千円未満	1,000千円	1,500千円未満	対象経費の1/2
対象経費（ア）	補助額（イ）											
3,500千円以上	2,000千円											
2,500千円以上、3,500千円未満	1,500千円											
1,500千円以上、2,500千円未満	1,000千円											
1,500千円未満	対象経費の1/2											
補助対象期間	平成27年4月1日～平成28年3月末日											
審査方法等	応募書類審査及びヒアリング審査により選考（必要に応じて現地調査を実施）											

※補助金申請事業に対し、国から補助金が交付されている場合は、その補助対象経費を控除して申請してください。



■申請・問い合わせ先■

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課
〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1
サンパル 6階

TEL 078-230-8110 FAX 078-230-8391

(募集要項、申請様式はこちら)

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyofurusatokigyou>

アクセス方法 各線三宮駅より徒歩5分

平成27年度

(女性起業家支援事業連携事業用)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

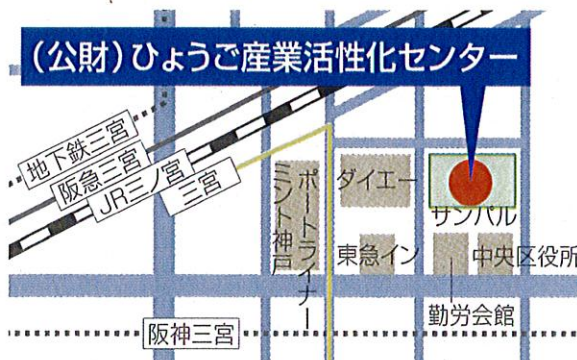
〈受付期間〉平成27年6月4日(木)～7月2日(木)〈16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 女性の代表者(実質的な経営者)で、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方にご利用頂ける、長期(10年以内・うち3年据え置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は200万円。設備資金・運転資金にご利用頂けます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請して頂けます。保証料も不要です。
- ④ (公財)ひょうご産業活性化センター及び兵庫県が実施する「平成27年度女性起業家支援事業」に申込みをする方で、下記貸付対象者1または2に該当する方に限ります。

貸付対象者	女性の代表者(実質的な経営者)で、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方で、右欄のいずれかに該当する方	1 起業にチャレンジする方(初めて事業を営む方) 2 貸付申請の前年度に女性起業家支援事業の「起業」により補助事業として採択され、貸付申請年度に事業を本格的に展開し、ビジネス体制を強化される方 (ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。)
貸付対象分野	女性起業家支援事業ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること ② 地域経済の活性化に資する事業であること 〈事業例〉子育て教室併設のカフェ経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギ-に対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、Webによる日本酒の海外販売など	
貸付限度額	200万円(貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円)	
貸付利率	無利子	
貸付期間	10年以内(うち3年据置)、半年賦償還	
資金使途	運転資金・設備資金 (補助金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)	
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要) ※貸付の可否は審査会で決定します。また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。	

※補助金と同時申請は行わず、単独で「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」のみに申請する場合、貸付限度額は1,000万円。ただし、ひょうご・神戸チャレンジマーケットに同時申し込みが必要です。



[申請・問い合わせ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1
サンパル 6階

TEL 078-230-9435 FAX 078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-joyosei>

(公募要領、様式はこちら)

平成27年度

(シニア起業家支援事業連携事業用)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

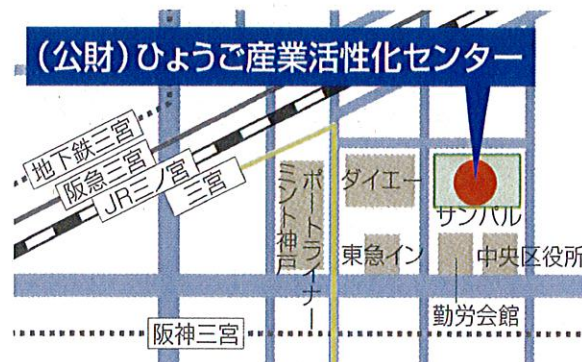
〈受付期間〉平成27年5月14日(木)～6月11日(木)〈16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① シニア(55歳以上)の代表者(実質的な経営者)で、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方にご利用頂ける、長期(10年以内・うち3年据え置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は200万円。設備資金・運転資金にご利用頂けます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	平成27年4月1日時点で満55歳以上の代表者(実質的な代表者)で、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方(初めて事業を営む方)で、公益財団法人ひょうご産業活性化センター及び兵庫県が実施する「平成27年度シニア起業家支援事業」に申込みをする方 (ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。)
貸付対象分野	シニア起業家支援事業ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること ② 地域経済の活性化に資する事業であること 〈事業例〉地元食材を使った割烹の経営、次世代エネルギーの新技术開発、経営コンサルタント事業、伝統技能の伝承・海外展開事業など
貸付限度額	200万円(貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置)、半年賦償還
資金使途	運転資金・設備資金 (補助金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要) ※貸付の可否は審査会で決定します。また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。

※補助金と同時申請は行わず、単独で「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」のみに申請する場合、貸付限度額は1,000万円。ただし、ひょうご・神戸チャレンジマーケットに同時申し込みが必要です。



[申請・問い合わせ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1
サンパル6階

TEL 078-230-9435 FAX 078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-senior>
(公募要領、様式はこちら)